	（略）	（略）
中型船舶（一種） 中型船舶（二種）	航海士 機関士 通信士 栄養士 管理栄養士 事務長 事務員	（略）

備考

1　（略）

2　職種欄の「大型船舶（一種）大型船舶（二種）大型船舶（三種）」の「事務長」、「２等航海士」、「２等機関士」、「２等通信士」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「管理栄養士」若しくは「事務員」又は「中型船舶（一種）中型船舶（二種）」の「１等航海士」、「１等機関士」、「通信長」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「管理栄養士」、「事務長」若しくは「事務員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「０」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「５」とする。

チ～ヲ　（略）

ワ　医療職俸給表㈡在級期間表

職種	（略）
（略）	（略）
栄養士 管理栄養士	（略）
（略）	（略）

備考

1　（略）

2　職種欄の「栄養士」、「管理栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「言語聴覚士」、「義肢装具士」、「歯科衛生士」又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「2.5」とあり、及び「１」とあるのは、「０」とする。

3～6　（略）

カ～タ　（略）

	（略）	（略）
中型船舶（一種） 中型船舶（二種）	航海士 機関士 通信士 栄養士（新設） 事務長 事務員	（略）

備考

1　（略）

2　職種欄の「大型船舶（一種）大型船舶（二種）大型船舶（三種）」の「事務長」、「２等航海士」、「２等機関士」、「２等通信士」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」若しくは「事務員」又は「中型船舶（一種）中型船舶（二種）」の「１等航海士」、「１等機関士」、「通信長」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「事務長」若しくは「事務員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「０」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「５」とする。

チ～ヲ　（略）

ワ　医療職俸給表㈡在級期間表

職種	（略）
（略）	（略）
栄養士（新設）	（略）
（略）	（略）

備考

1　（略）

2　職種欄の「栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「2.5」とあり、及び「１」とあるのは、「０」とする。

3～6　（略）

カ～タ　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。